

## 登別市住宅改良促進特別融資要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、住宅の改良に要する資金の融資を行ない、その利用を促進するとともに市内の建設業者を利用することにより、地場産業の育成振興及び雇用の安定さらには市内経済の活性化を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅改築・改修 住宅の増築工事、改築工事及び修繕その他の工事で別表1に定めるものをいう。
- (2) 住宅バリアフリー改良 高齢期の生活の利便性を確保することを目的に行なう住宅改良の工事で別表1に定めるものをいう。
- (3) 新エネルギー関連改良 新エネルギー利用等を行なう設備を設置することを目的に行なう工事で別表1に定めるものをいう。

### (融資基金)

第3条 登別市（以下「市」という。）は、融資運用基金（以下「基金」という。）として、予算の範囲内において別に定める額を、この要綱による融資を取り扱う金融機関（以下「取扱金融機関」という。）に預託する。

### (融資枠の設定)

第4条 取扱金融機関は、市からの預託金に一定の自己資金を加えて、融資枠を設定するものとする。

### (取扱金融機関との契約)

第5条 市は、基金の預託運用に関し、取扱金融機関と次に掲げる事項について契約を行うものとする。ただし、契約期間は1年とし、毎年度更新するものとする。

- (1) 基金の預託額、預託期間及び預託利率に関する事。
- (2) 融資枠及び融資利率に関する事。
- (3) 融資期間及び融資限度額に関する事。
- (4) 本要綱の遵守に関する事。
- (5) その他基金の預託運用に関し特に必要と認められる事。

### (取扱金融機関)

第6条 取扱金融機関は、次に掲げる金融機関の市内及び室蘭市内の本店及び各支店とする。

- (1) 室蘭信用金庫
  - (2) 株式会社北海道銀行
  - (3) 伊達信用金庫
  - (4) 北海道労働金庫
  - (5) 株式会社北洋銀行
- (取扱金融機関の業務)

第7条 資金の融資、回収その他必要な業務は、取扱金融機関の責任において行うものとする。

2 取扱金融機関は、この要綱による融資に関しては、他の融資と明確に区分して処理するものとする。

3 取扱金融機関は、融資制度の資金の融資業務を行うに当たっては、市と緊密な連携を保ち、敏速的確に行うよう努めるものとする。

(欠損負担)

第8条 融資を行った資金が回収不能により欠損を生じたときは、当該欠損金は取扱金融機関の負担として処理するものとする。

(融資対象)

第9条 この要綱による融資を受けることができる者は、市内に本店又は支店を置いている建設業者等により住宅の改良工事を行なう者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本人又は家族が所有する既存の住宅について、住宅改築・改修を行う者で、次条に規定する融資の要件を備えている者
- (2) 本人又は家族が所有する既存の住宅について、住宅バリアフリー改良を行なう者で、次条に規定する融資の要件を備えている者
- (3) 本人又は家族が所有する既存の住宅について新エネルギー関連改良を行なう者で、次条に規定する融資の要件を備えている者
- (4) 本人又は家族が所有する予定の新築住宅について、その新築工事にあわせて新エネルギー関連改良を行なう者で、次条に規定する融資の要件を備えている者

(融資要件)

第10条 融資要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 登別市民であること。
- (2) 融資を申し込むときの年齢が満20歳以上であること。
- (3) 安定した収入があり、融資を受けた資金の償還について、十分な返済能力を有すること。

- (4) 市税を滞納していないこと。
- (5) 保証機関の保証が受けられること。

(融資条件)

第11条 融資条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 融資限度額

別表1に掲げる工事に要する費用とし、300万円を限度とする。ただし、本制度による融資の残額があるときは、300万円からその残額を差し引いた額を融資限度額とする。

(2) 融資利率

市と取扱金融機関との間で定める利率とする。

(3) 融資時期

住宅の改良工事完了後融資を行うものとし、建設業者に支払うものとする。

(4) 融資期間

10年以内とする。

(5) 保証措置

取扱金融機関の定めるところによる。

(6) 担保

無担保とする。

(利率の改定)

第12条 市長は、経済情勢等に変動が生じたときは、取扱金融機関と協議のうえ、利率を改定することができる。

(融資あっせんの申込み)

第13条 融資のあっせんを受けようとする者（以下「申込者」という。）は、登別市住宅改良促進特別融資あっせん申込書（別記様式第1号）により、次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 改良工事見積書

(2) 住民票謄本（世帯全員）

(3) 納税証明書

(4) 所得証明書又は源泉徴収票

(5) 不動産登記簿謄本又は固定資産評価証明書

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の併用)

第14条 登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金又は一般社団法人太陽光発

電協会内に設ける太陽光発電普及拡大センター（以下「J-PEC」という。）の住宅用太陽光発電導入支援対策に係る補助金（以下「太陽光補助金」という。）の交付を受け、新エネルギー関連改良のうち、太陽電池を利用して電気を発生させるための設備を設置するために行う工事により、融資を受けようとする者（以下「太陽光補助金を併用して融資を受ける者」という。）にあっては、第11条第1号の規定にかかわらず、改良工事見積書の金額から太陽光補助金の見込額を控除して得た額と300万円を比較し低い額を融資限度額とする。ただし、本制度による融資の残額があるときは、当該融資限度額からその残額を差し引いた額を融資限度額とする。

2 太陽光補助金を併用して融資を受ける者は、前条に規定する書類に加えて、次に掲げる書類を添えて市長に申し込まなければならない。

(1) 登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書の写し又は当該補助金の交付が見込まれることを確認できる書類

(2) J-PECが補助金の申込書を受理したことを確認できる書類又は当該補助金の交付が見込まれることを確認できる書類

第15条 市長は、登別市住宅改良促進特別融資あっせん申込書を受理したときは、その内容を審査し、融資のあっせんを適当と認めた者については、登別市住宅改良促進特別融資あっせん書（別記様式第2号）により申込者に通知するとともに、取扱金融機関に対し融資のあっせんを行うものとする。

（融資あっせん申込内容の変更）

第16条 前条の規定による通知を受けた申込者は、登別市住宅改良促進特別融資あっせん申込書に記載した融資申込額を変更しようとするときは、登別市住宅改良促進特別融資変更申請書（別記様式第3号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項による申請があった場合は、その内容を審査し、登別市住宅改良促進特別融資変更承認書（別記様式第4号）により申込者及び取扱金融機関に通知するものとする。

（融資の決定等）

第17条 前2条の規定による通知を受けた申込者は、登別市住宅改良促進特別融資あっせん書又は登別市住宅改良促進特別融資変更承認書と取扱金融機関が定める書類を添えて、取扱金融機関に融資の申込を行うものとする。

2 取扱金融機関は、前項の申込を受けたときは、速やかにその内容を審査し、融資の可否を決定し、当該申込者に通知するものとする。

3 取扱金融機関は、前項の決定のうち融資を不可としたときは、登別市住宅改良促

進特別融資謝絶報告書（別記様式第5号）により速やかに市長に報告するものとする。

（改良工事の中止）

第18条 第15条の規定による登別市住宅改良促進特別融資あっせん書を受けた申込者は、改良工事を中止しようとするときは、速やかに登別市住宅改良促進特別融資中止届出書（別記様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（改良工事の完了届等）

第19条 第17条の規定により融資の決定を受けた申込者は、住宅の改良工事を完了したときは、速やかに登別市住宅改良促進特別融資完了届出書（別記様式第7号）により市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の登別市住宅改良促進特別融資完了届出書を受理したときは、その完了を確認し、登別市住宅改良促進特別融資完了確認通知書（別記様式第8号）により申込者に通知するものとする。

（融資の実行等）

第20条 前条の規定による登別市住宅改良促進特別融資完了確認通知書を受けた申込者（以下「借受人」という。）は、取扱金融機関に当該通知書を提出し、融資に必要な手続きを行うものとする。

2 取扱金融機関は、前項の手続きを終了したときは、借受人と所定の契約を締結し融資を行うものとする。

3 取扱金融機関は、融資を行った後速やかに登別市住宅改良促進特別融資実行報告書（別記様式第9号）を提出するものとする。

（融資状況等の報告）

第21条 取扱金融機関は、毎月10日までに登別市住宅改良促進特別融資状況報告書（別記様式第10号）を市長に報告するものとする。

（借受人の義務）

第22条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）融資を受けた資金を、この要綱に定める目的以外に使用しないこと。

（2）融資を受けた資金使途について、市及び取扱金融機関による調査及び指示に従うこと。

（融資の取消し等）

第23条 市長は、融資の借受人が次の各号の一に該当したときは、取扱金融機関に対し、融資決定の取消し又は融資金額の全部若しくは一部の返還を求めることができる。

(1) 虚偽の申込により融資を受けようとし、又は受けたとき。

(2) 前条の規定に違反したとき。

(その他)

第24条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成12年告示第32号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年告示第26号)

この告示は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年告示第49号)

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年告示第47号)

この告示は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年告示第39号)

この告示は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年告示第137号)

この告示は、平成16年10月18日から施行する。

附 則 (平成17年告示第77号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年告示第44号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年告示第45号)

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年告示第48号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

融資対象工事は、次のとおりとする。	
住宅改築・改修	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 増築工事 既存の住宅部分の床面積を増加させる工事をいう。</li> <li>2 改築工事 既存の住宅の全部又は一部を取り壊し、改めて住宅部分を建築する工事をいう。</li> <li>3 修繕その他の工事（修繕・模様替え工事） <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）屋根の葺き替え・塗装</li> <li>（2）外壁の張替え・塗装</li> <li>（3）浴室の改修</li> <li>（4）内装の張替え</li> <li>（5）住宅本体の工事のほか、植樹・造園等工事</li> <li>（6）その他住宅本体の修繕</li> <li>（7）住宅設備の一式取替え工事又は新設工事</li> </ol> </li> </ol>
住宅バリアフリー改良	<p>融資対象工事は、高齢期の生活の利便性を現在又は将来において確保するための次に掲げる工事とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）床の段差の解消</li> <li>（2）廊下の幅員の確保</li> <li>（3）出入口の幅員の確保</li> <li>（4）手すりの設置</li> <li>（5）浴室、便所又は洗面所の改修</li> <li>（6）ホームエレベーターの設置</li> <li>（7）その他人にやさしい配慮がされた改修</li> </ol>
新エネルギー関連改良	<p>融資対象工事は、新エネルギー利用等を行う設備を設置するために行う次に掲げる工事とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>（1）太陽電池を利用して電気を発生させるための設備</li> <li>（2）風力を発電に利用するための設備</li> <li>（3）太陽熱を給湯、暖房、冷房その他の用途に利用するための設備</li> <li>（4）雪又は氷（冷凍機器を用いて生産したものを除く。）を熱源とする熱を冷蔵、冷房その他の用途に利用するための設備</li> <li>（5）燃料電池を利用して電気を発生させるための設備</li> </ol>





登別市住宅改良促進特別融資あっせん書

登 第 号  
年 月 日

あっせん番号	
--------	--

様

登別市長 印

次のとおり、登別市住宅改良促進特別融資の希望がありますので、よろしくお取り計らい願います。

申込者	氏名		電話番号	
	住所	登別市		
	生年月日	年 月 日（ 歳）		
資金使途	種別			
	工事内容			
施工場所	所在地	登別市		
	所有者		続柄	
施工業者	住所	登別市		
	会社名		連絡先	
	代表者		担当者	
完了年月日	年 月 日			
融資申込額等	融資申込額			円
	償還期間	年	融資利率	%
希望金融機関	金融機関名			
	支店名			
添付書類	市が融資に必要な書類 <input type="checkbox"/> 施工工事見積書 <input type="checkbox"/> 住民票（世帯全員） <input type="checkbox"/> 納税証明書			
	取扱金融機関が融資に必要な書類 <input type="checkbox"/> 所得証明書または源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 不動産登記簿謄本又は固定資産評価証明書 <input type="checkbox"/> 本人・勤続年数確認資料（健康保険証等） <input type="checkbox"/> その他金融機関が必要とする書類			
	太陽光補助金を併用して融資を受ける者が必要な書類 <input type="checkbox"/> 登別市住宅用太陽光発電システム設置補助金交付決定通知書の写し又は当該補助金の交付が見込まれることを確認できる書類 <input type="checkbox"/> J-PECが補助金の申込書を受理したことを確認できる書類又は当該補助金の交付が見込まれることを確認できる書類			
取扱金融機関 記入欄	貸付決定額			照合印
	貸付利率			
	貸付決定日	年 月 日		

別記様式第3号（第16条関係）

登別市住宅改良促進特別融資変更承認申請書

年 月 日

登別市長 様

(申込者)

年 月 日付 第 号であっせんを受けた登別市住宅改良特別融資について、次のとおり変更します。

記

1 あっせん番号

2 変更する箇所

変更事項	申請内容	変更後の内容	変更理由

別記様式第4号（第16条関係）

登別市住宅改良促進特別融資変更承認書

年 月 日

様

登別市長 印

年 月 日に申請のあった変更承認申請については、次のとおり承認  
します。

記

- 1 あっせん番号
- 2 変更を承認する箇所

変更事項	申請内容	変更後の内容

別記様式第5号（第17条関係）

登別市住宅改良促進特別融資謝絶報告書

年 月 日

登別市長 様

（取扱金融機関）

登別市住宅改良促進特別融資あっせん書の提出があったことについて、次のとおり謝絶したので報告します。

記

氏 名	あつせん番号
住 所	
謝 絶 理 由	

別記様式第6号（第18条関係）

登別市住宅改良促進特別融資中止届出書

年 月 日

登別市長 様

（申込者）

年 月 日付 第 号であっせんを受けた登別市住宅改良特別融資について、次のとおり中止します。

記

- 1 あっせん番号
- 2 中止理由

別記様式第7号（第19条関係）

登別市住宅改良促進特別融資完了届出書

年 月 日

登別市長 様

施工主	住所	登別市
	氏名	印
	電話	
施工業者	住所	
	会社名	
	代表者	印
	電話	
	担当者	

年 月 日付 第 号であっせんを受けた登別市住宅改良特別融資について、次のとおり届出ます。

記

あっせん番号	
完了年月日	年 月 日
資金使途	<input type="checkbox"/> 住宅改築・改修 <input type="checkbox"/> 住宅バリアフリー改良 <input type="checkbox"/> 新エネルギー関連改良
改良内容	<hr/> <hr/>
融資申込額	円
添付書類	① 施工前、施工後が確認できる写真 ② 施工工事に伴い施工業者が発行する請求書（本書） ※市が確認後、返却します。

別記様式第8号（第19条関係）

登別市住宅改良促進特別融資完了確認通知書

年 月 日

様

登別市長

印

次のとおり工事の完了を確認しましたので通知します。

記

申込者	
あっせん番号	
建物所在地	
完了年月日	年 月 日
資金使途	
改良内容	
融資申込額	円
取扱金融機関	
備考	





